

グループホーム(共同生活援助事業)の設立について

『障がいのある人が、地域で仕事をしながら自立した生活を送るために』

■ 地域と共に暮らす

地域の人と交流し共に暮らすことができる。

地域にある障がい者福祉サービスの就労支援事業所で働くことができる。

■ 仲間と共に暮らす

共有のキッチンやリビングで仲間と共に安心して暮らすことができる。

仲間とおしゃべりをしながらコミュニケーションを楽しむ。

■ 一人ひとりを大切にする

部屋はそれぞれに個室です。

プライバシーは守ります。

スタッフは入居された方の希望を聞き、計画を立てて生活を支えます。

障がいの程度に応じて夜間の支援体制を置きます。

○ 障害者総合支援法のもと設立の基準がある。

○ 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金が受けられる。

※ 地域の中で健常者と障がいのある人が共に安心して生活ができる社会にする。